

## **[事案 2023-277] 入院給付金支払等請求**

・令和6年7月1日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

重大事由により契約を解除され、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和4年7月に手掌多汗症により入院（入院①）したため、令和元年11月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金を請求したところ支払われた。その後、令和5年2月から同年4月下旬までの間、左腓骨骨折により入院（入院②）したため、入院給付金を請求したところ、約款上の重大事由に該当するとして、契約が解除され、入院①の給付金の返還を求められ、入院②の給付金は支払われなかった。しかし、生命保険に多数加入しているのは、足関節置換術を行っており、またいつ骨折やケガをして足関節を固定することになるか分からず、生命保険に重きをおいていたものであることから、解除を無効として、入院②の給付金の支払いと、入院①の給付金の返還義務を負わないことの確認を求める。また、保険会社の対応により精神的損害が生じたため損害賠償を求める。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、入院②の給付金請求時点で8件の医療保険に加入しており、入院給付金日額は合計7万9000円、入院一時金額は合計60万円と著しく過大であるため、重大事由により解除した。
- (2) 重大事由の発生は、入院日額が6万円を超えた令和4年4月であり、重大事由発生前に生じた入院①にもとづき支払った入院給付金等の返還を求める。また、入院②にもとづく給付金の支払いには応じられない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否か、および有効である場合に、どの時点をもって重大事由が発生したかを判断するためには、契約者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴およびその原因、各契約の加入の経緯等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者・被保険者およびその周囲の第三者への尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難であると言わざるを得ない。